

## 社会福祉法人 長沼町社会福祉協議会旅費等の支給に関する規程

第1条 この規程は、本会の役員、評議員、部会員及び職員の会務のための旅費等の支給に関し、必要な事項を定める。

第2条 役員、評議員及び部会員の旅費は、次の区分により支給する。

区分	支 給 額	附 記
鉄道賃	普通運賃実費	
船 賃	普通運賃実費	
航空賃	支払った旅客運賃	
車 賃	車 賃 実 費	公共交通機関（バス）の料金を基本として支給する。ただし、この方法により算出できない場合は、1kmにつき37円を車賃として支給する。なお、路程に1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
日 当	町内 2, 000円	一日につき2, 000円とする。
	町外 2, 500円	一日につき2, 500円とする。
宿泊料	実 費	

第3条 職員の旅費は、次の区分により支給する。

区分	支 給 額	附 記
鉄道賃	普通運賃実費	
船 賃	普通運賃実費	
航空賃	支払った旅客運賃	
車 賃	車 賃 実 費	公共交通機関（バス）の料金を基本として支給する。ただし、この方法により算出できない場合は、1kmにつき37円を車賃として支給する。なお、路程に1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
日 当	町内 一 円	支給しない。
	町外 2, 200円	宿泊を伴う場合に一日につき2, 200円を支給するものとし、宿泊を伴わない場合の日当は、支給しない。
宿泊料	実 費	

第4条 役員、評議員及び部会員が会務として会長の認めた会議等に出席したときは、そ  
のかかる費用として、一日につき2千円を支給する。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

#### 附 則

- 1 社会福祉法人長沼町社会福祉協議会旅費日当支給規程は、廃止する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。